キャリアアップ助成金のご案内(令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、**非正規雇用労働者の**企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、 処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

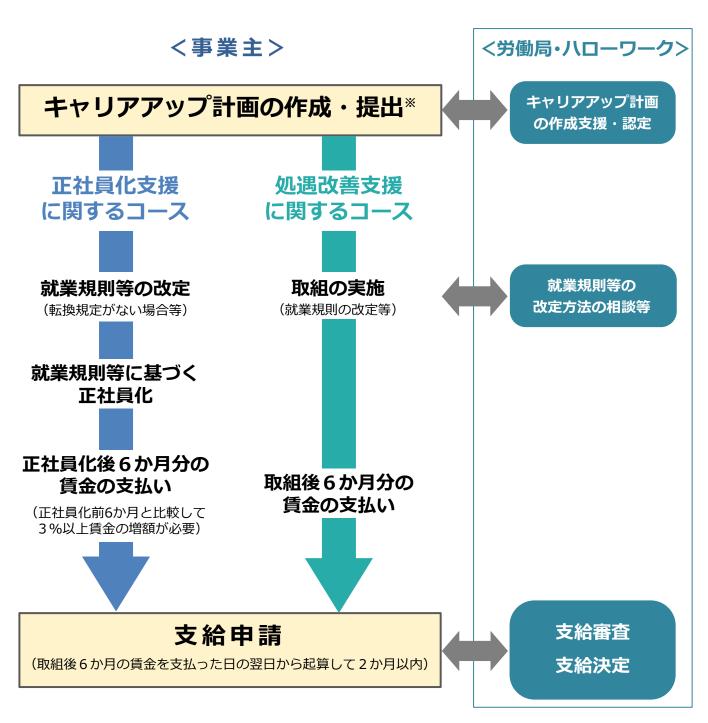
	助成内容		助成額		
				中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	正社員化コース		①有期 → 正規	80万円	60万円
			②無期 → 正規	40万円	30万円
		有期雇用労働者等を 正社員化(※)	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円(大企業も同額)		
		した場合(1人当たり)			
		※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労 働者を正規雇用労働者等として直接雇			
		用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員			
		(勤務地限定・職務限定・短時間正社 員)」を含みます。	※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算		
			1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上)		
			1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)		
	正規 障害者正社員化 場合 コース ※ 正 (()			、重度知的障害者及び精	
			有期 → 正規	120万円	90万円
		障害のある有期雇用労働者等を	有期 → 無期	60万円	45万円
		会 (1 人 当たり)		45万円	
			② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員 (勤務地限定・職務限定・短時間正社 員)」を含みます。	有期 → 正規	90万円	67.5万円
			有期 → 無期	45万円	33万円
			無期 → 正規	45万円	33万円
			※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
	賃金規定等改定 コース	有期雇用労働者等の基本給の	3%以上5%未満	5万円	3.3万円
			5%以上	6.5万円	4.3万円
		その規定を適用させた場合(1人 当たり)	※「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)		
	賃金規定等 共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用 労働者との共通の賃金規定等を 新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円
	賞与・退職金 有期雇用労働者等を対象 賞与・退職金制度を導入 し、 支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円	
			※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)		
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	手当等支給 メニュー	50万円	37.5万円
		①新たに社会保険の被保険者と なった際に、 手当支給・賃上げ・ 労働時間延長 を行った場合	併用メニュー	50万円	37.5万円
		②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	労働時間延長 メニュー	30万円	22.5万円

- ※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。
- ◆ 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。
- ▶ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、

各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



- ※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/part haken/jigyounushi/career.html



